	金属製容器	50kg	400kg	400kg		400kg	400kg
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3152	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg		100kg	200kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3335	ガラス製又は陶製容器	10kg	400kg	400kg		400kg	400kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					
3432	ガラス製又は陶製容器	10kg	100kg	200kg		100kg	200kg
	ファイバ製容器	50kg					
	金属製容器	50kg					
	紙袋	50kg					
	プラスチック製容器	50kg					
	プラスチック袋	50kg					

㈱1）天然木材、合板、再生木材又はファイバ又はファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

2）国連番号が3077の物件の場合、用いられるＩＢＣ容器の材質は次のとおりとし、容量は1,000kgを超えないものに限ること。また、第９号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

なお、以下の表中の右欄に掲げる記号は、第５号様式別表第３に掲げる記号を参照すること。

金属	11A，21A，11B，21B，11N，21N
硬質プラスチック	11H１，11H２，21H１，21H２
プラスチック製内容器付き複合容器	11HZ１，11HZ２，21HZ１，21HZ２
ファイバ板	11G
木材	11C，11D，11F
柔軟性のあるもの	13H２，13H３，13H４，13H５，13L２，13L３，13L４，13M１，13M２

3）柔軟性のあるＩＢＣ容器は、粉末が漏えいしない耐水性のあるもの、又は内張りのあるものに限ること。

「Y956」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
3077	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	30kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	5kg			
		金属製容器	5kg			
		紙袋	5kg			
		プラスチック袋製容器	5kg			
		ファイバ製容器	5kg			

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。